

業 務 仕 様 書

1. 業務名

愛媛県教育委員会事務局管理部文化財保護課公式ウェブサイトリニューアル業務

2. 業務の背景

愛媛県教育委員会事務局管理部文化財保護課（以下「文化財保護課」という。）公式ウェブサイト（<https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/bunkazai>）（以下「現行サイト」という。）は、県内文化財の基本情報、指定状況、文化財保護課の業務内容などの情報を発信してきた。しかし、情報量の増大によりユーザーが求める情報を見つけにくい状態にあるほか、現行サイトでは文化財の効果的な魅力発信ができていないと見られ、県内の文化財をより多くの人に見てもらうため、サイト構造の見直しが急務となっている。

3. 目的

県内文化財の魅力と情報を効果的に情報発信するため、以下の目的を達成するウェブサイト構築する。

- (1) 県内文化財の魅力を最大限に情報発信する。
- (2) 全体を通じて統一したデザインで、ユーザーにとって見やすいウェブサイトを作成する。
- (3) SNS との連携、マルチデバイスへの対応等、新しい時代に応じた構成・コンテンツにより、多くの人に好奇心を抱かせる。
- (4) 必要な情報を県が効率的かつ即時性をもって更新できるようにするとともに、時代に即したセキュリティ要件をめざす。

4. 予定契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

5. 業務内容

(1) ウェブサイトの作成・運用

ア 基本方針

- ① 利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。
- ② 愛媛県の文化財の魅力を訴求し、老若男女すべての幅広い年代層の興味を惹くようなデザインとするとともに、利用者の興味・関心を高める工夫をすること。
- ③ ユニバーサルデザインについて十分配慮したものとする。
- ④ 文化財の魅力を表現できるロゴマーク、ファビコンをデザインすること。

イ ページ構成等

- ① ウェブサイトの構築に当たっては、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮した構成とすること。なお、利用者の利便性を向上させるため、現行サイトのページ構成・コンテンツについて、分割・統合・修正などの整理を行うとともに、「3Dデータ閲覧用ページ」を新設するほか、その他の新規コンテンツの追加・充実などの工夫をすること。また、県内文化財の魅力をも効果的に発信するとともに、ユーザーが容易に必要な情報を得ることができるような提案を積極的に盛り込むこと。

ページの構成については、県と協議の上、決定すること。

- ② 文化財保護課公式 Instagram の新サイトへの取り込み及び活用方針を提案すること。

【参考：文化財保護課公式 Instagram】

https://www.instagram.com/ehime_no_takara/

- ③ 県内文化財を時代や場所で検索できる機能、各文化財ページに位置図(Google Map 等)を追加すること。

- ④ 「えひめ文化財防災マニュアル」、「愛媛県の祭り・行事－愛媛県祭り・行事調査報告書－」、「愛媛県の近代化遺産－近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書－」の PDF ファイルが閲覧できるページを作成すること。

【参考：えひめ文化財防災マニュアル】

<https://www.pref.ehime.jp/page/3941.html>

【参考：愛媛県の祭り・行事－愛媛県祭り・行事調査報告書－】

<https://www.pref.ehime.jp/page/66173.html>

「愛媛県の近代化遺産－近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書－」の内容は、県ホームページ上で公開していないため、内容の確認を希望する場合は申し出ること。

ウ 利用者への配慮

- ① 特定のブラウザの固有機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版に対応していること。

また、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Firefox
- ・Safari

- ② PCだけでなく、スマートフォン、タブレット等の閲覧にも最適化されていること。

- ③ 利用者がどのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ペー

ジに、統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示させること。

- ④ 利用者がウェブサイト画面を印刷した際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示とすること。
- ⑤ ウェブサイトを構成する製品や技術は、W3C (World Wide WEB Consortium) が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X8341-3:2016 及び別記1「アクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。

エ 目標

- ① 作成するウェブサイトの成果を分析する上で、進捗を管理すべき各項目（ページビュー数、特定ページへの到達数等）及び数値目標（K P I）について提案すること。

業務の効果測定のため、別記2「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき、各種計測タグ等、業務に関わるタグを設定すること。

オ その他

- ① S E O対策（検索エンジン最適化）を念頭に置き、ウェブサイトを構築すること（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと）。
- ② 他サイトからのリンクに対応するため、当ウェブサイトのバナーを作成すること。
- ③ 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- ④ 常時 SSL/TLS 通信とし、SSL/TLS サーバー証明書を取得すること。

(2) ウェブサイト掲載システム構築及び運用保守

ア 専門的知識のない職員であっても編集できるように、簡易なマニュアルで操作できるコンテンツの編集管理機能（CMS）を設けること。

イ データ入力の際に、ハイパーリンクの設定ができること。また、ファイル（動画、PDF、画像、Word、Excel 等）を添付してアップロードが可能であり、ページ所定の位置からそれらのファイルが表示、ダウンロードできること。

ウ 動画の掲載等、掲載データの増加等に対応できるよう、拡張性の高いシステム構成とすること。

エ コンテンツの追加・更新等を行うために必要な操作マニュアルを作成するとともに、操作研修を行うこと。また、必要に応じ、職員が行う更新作業のサポートを行うこと。

オ 更新作業用 ID、パスワードを用意し、アクセスの際に、ID とパスワードによる認証機能を具備すること。なお、パスワードは県において変更可能なこと。

カ 本番稼働環境と同等の利用環境下において、機能、性能、セキュリティ面を含め、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。

キ 維持管理に係る経費を可能な限りローコストで運用できるようにシステムを構築すること。なお、保守管理の事項にはサーバー利用料のほかウェブサイトの安定運用のために必要な費用を含み、年間の経費上限を 800,000 円程度で想定しているが、より安価な経費での運用が可能な場合は提案すること。

(3) サーバーの確保及び運用保守

ア サイト運営に必要なサーバー（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 第三者のサーバーを利用（レンタル利用）する場合、次の基準を満たすこと。また、自社所有のサーバーを利用する場合も、これに準ずること。

- ① サーバーの利用契約を締結する際、次の項目を遵守すること。
 - ・再委託は原則禁止とすること（再委託する場合は、事前承認が必要）。
 - ・作業場所を特定すること（個人情報の無断持ち出し禁止）
 - ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等を義務づけること。
 - ・別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - ・レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- ② サーバーは国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ④ 利用している OS、ミドルウェア、アプリケーションについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ⑤ ウェブサイトやネットワークの脆弱性診断を定期的に受信すること。
- ⑥ サイトのアクセスログを1年間以上保管すること。
- ⑦ 定期的（最低月1回）なデータバックアップサービスが提供されること。
- ⑧ 外部からの攻撃やウイルス対策等適切なセキュリティが提供されること。
- ⑨ 不正アクセスの監視及び防止対策を行うこと。

ウ 愛媛県が保有する既存ドメイン（pref.ehime.jp）のサブドメインを取得し、そのドメインでの運用サービスを行うこと。なお、取得するサブドメイン名は県と協議の上決定するものとし、ドメインに関する所有権は県に帰属するものとする。

エ ウェブサイトは、利用者が5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。

オ システムの運用時間は、24時間365日を前提とすること。

(4) ウェブサイト開設後の対応

- ア 障害等に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で県に提出すること。
- イ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに県担当者へ連絡すること。
- エ 障害等の発生状況、対応内容等の履歴を記録・確認すること。
- オ ウェブサイトの適切な監視・障害対応、点検・保守、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を行い、ウェブサイトの安定稼働に努めること。
- カ 定期的にウェブサイトの稼働状況を確認し、サイト利用状況、サーバー稼働状況等を県に報告すること。

6. システム要件

- ア セキュリティ証明書等に係る手続きも本業務に含んで行うこと。
- イ サイトの構築、管理、運営に必要な機器は全て受注者側で準備すること。

7. スケジュール

- ・リニューアルサイト公開日 公開予定日は令和8年3月1日とする。

8. 納入物品

受注者は以下のドキュメントを指定された期日までに、県に提出すること。納品方法は、電子媒体及び紙媒体で各一部提出する。

なお、内容に関しては、事前に県に説明を行い、承認を得た上で作成し、提出するものとする。

(1) 提出物

- ・業務計画書
 - ※契約締結後直ちに
- ・業務スケジュール
- ・デザインデータ、バナーデータ各種
- ・システム構成図
- ・操作マニュアル
- ・業務完了報告書
- ・保守管理報告書
 - ※各納品期日は、県と協議の上で決定する。

(2) 留意事項

- ・電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検

査したうえで、納品すること。

・デジタルデータがウイルスに感染していることより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

9. 納品場所

愛媛県教育委員会事務局管理部文化財保護課

10. 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定めるすべての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、愛媛県が県の業務に使用する場合において、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (4) 受注者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

11. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡・調整を行うとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議するものとする。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ① 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - ② 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報

告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(7) 業務完了後、その保守点検業務に起因する不具合が生じた場合は、県と協議の上、修復に必要な措置を無償で講ずること。